

**大洲市地域自治組織再編方針（案）地元説明会
意見・要望等に係る対応・回答**

項目1 新たな地域自治組織（組織の一元化）

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P2】 現状の体制で問題なく運営できているのに、なぜ、組織の一元化とコミュニティセンター化をするのか。その目的は何か。今回の再編で国や県からの補助金など関係しているものはあるのか。</p>	<p>これまでの状況で申しますと、市町村合併時点の平成 17 年 1 月末から令和 5 年 3 月末までの 18 年間の人口推移として、約 52,300 人から約 40,200 人と約 12,100 人の減少で、このうち生産年齢人口(15～64 歳)が約 10,200 人を占め、高齢化率は 26.8%から 37.6%と年々上昇傾向にあります。</p> <p>将来的には、大洲市全体で令和 2 年に実施した国勢調査時の 40,575 人が、40 年後の令和 42 年には、16,189 人、約 60%減少するとの推計値を愛媛県が昨年 9 月に公表されています。</p> <p>このようなことで、現状の体制で上手く活動ができていると言われる地域もありますが、著しい人口減少や高齢化などの将来を見据えて、持続可能な体制を整備する必要があるため、人づくり・地域づくりなどの共通の目的・目標を持つ、自治会と公民館組織を統合・再編し、「新たな地域自治組織」とするものです。このことにより、組織のスリム化が図られ、これまで、それぞれの組織で役員が必要だったものが削減できたり、兼務という体制がなくなったりすることで、負担の軽減につながり、役員のなり手・担い手不足が解消されることと併せて、地域が主体となることで、コミュニティの醸成が図られ、特に地震災害などの有事の際に最も必要な共助、地域住民による助け合いや支え合いなどの体制が強化されるものと考えています。</p> <p>また、これまで自治会で雇用されている職員がいないことから、実質的に役員の皆様はボランティアという形で負担が生じているのが現状ですので、自治会の事務局を担うセンター職員を配置することで、役員の皆様の負担が軽減できるものと考えています。</p>

		<p>なぜ、任意の組織として一元化するのかということですが、平成17年の市町村合併時から「地域の自立を目指す」ことを目的としていますので、自治会としての統合・再編ということになるものです。</p> <p>なお、今回の組織再編に関して、国や県などの補助金や計画等は関係していません。</p>
2	<p>【方針P2】 組織再編までに統合する自治会は、統合後の名称になるとあるが、統合に向けてすでに動かれている自治会はあるのか。</p>	<p>河辺地域の4つの自治会を統合・再編し、令和6年4月1日に「河辺自治会」となる予定です。</p> <p>(R5.9.28 自治会統合合意)</p>

項目2 活動拠点施設（コミュニティセンター化）

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P3】 公民館のコミュニティセンター化は、県内市町が一斉に行うのか。大洲市が先行してするのか。</p>	<p>県内市町が一斉に移行をするものではなく、各自治体での施策となります。県内では西予市が令和5年度から移行されていますが、このような取組は、全国各地で広がっている状況で、本市としても、より使いやすい施設、そして、地域の自主的な地域づくりの活動拠点となるよう公民館をコミュニティセンターとするものです。</p>
2	<p>【方針P4】 1組織に1施設とのことだが、分館はどのようになるのか。</p>	<p>公民館の分館のように、コミュニティセンターの分館として位置付けます。</p>
3	<p>【方針P4】 事務室がない施設、狭隘な施設があるため、早期に事務室の整備をお願いしたいが、一部の部屋を改修するのではなく、増築する方向でお願いしたい。いつ頃に整備ができるのか。</p>	<p>事務室がない施設、狭隘な事務室については、令和5年度で設計・改修等を行いたいと考えていますが、改修方法等によっては、令和6年度中の完了となる場合がありますので、ご理解をお願いします。</p>
4	<p>【方針P4】 センター職員が安心して勤務できるように一日も早く旧小学校施設への移転をお願いしたい。</p>	<p>地域に耐震性のある閉校施設がある場合は、その活用を検討しており、今後、施設整備の方針により、自治会の皆様と協議させていただきます。</p>
5	<p>【方針P5】 令和6年4月1日の一斉移行と同時に指定管理に移行するのか。</p>	<p>令和8年度までの3年間は市の直営で運営する体制で、指定管理は令和9年度からの予定で考えています。 なお、組織再編と同時に指定管理のモデル事業を希望されることや、1～2年前倒しで指定管理に移行することも可能です。</p>
6	<p>【方針P5】 センターの指定管理とは、市内の観光施設等で導入されている指定管理のようなことで考えられているのか。</p>	<p>通常の指定管理は、公の施設を民間事業者のノウハウを活かし、従来の自治体にはないサービスの提供をするものですが、指定管理者は民間事業者ではなく、自治会を指定することで考えると負担が大きいため、軽微な修繕や貸館といった業務程度を考えております。光熱水費などの経常的経費は市において対応する予定です。</p>

7	<p>【方針P5】 指定管理の移行に関して、自治会で対応できると考えているのか。</p>	<p>指定管理に不安を感じるといった意見を受け、移行3年間は指定管理の準備期間として、市の直営で管理するもので、その3年間で自治会運営等の流れを知っていただきたいと考えていますが、その状況により改めて4年目以降の方向性を自治会の皆様と協議させていただきます。</p>
8	<p>【方針P5】 市でコミュニティセンターの看板を設置されるが、愛称を併記していただくことは可能なのか。 設置に当たっては事前協議をお願いしたいが、どのようなスケジュールで考えているのか。</p>	<p>愛称を希望される場合は、1枚の看板に併記して設置します。 設置に当たっては、既存の木製看板を再利用するのか、新たな看板とするのかなど、自治会の意向を調査するほか、事前に協議した上で設置させていただきます。</p>
9	<p>【方針P5】 コミュニティセンターの名称とするのはなぜか。自治会運営であれば、自治会館などとすべきではないか。</p>	<p>自治会や公民館の関係者の皆様から意見を伺った上で、地域コミュニティの輪を広げる施設として、コミュニティセンターの名称とするものですが、地域で親しみやすく、分かりやすい愛称をつけていただくことは可能です。</p>
10	<p>【方針P5】 学級講座などで学習する上で情報検索が必要であるため、Wi-Fiの整備をお願いしたい。</p>	<p>令和6年度中にインターネット回線のシステムを更新する予定ですので、併せて、整備の必要性を調査しながら、整備方針を決定していきたいと考えています。</p>
11	<p>【方針P5】 コミュニティセンターの防火管理者は、センター長が担い、その年度に講習会を受けていただくのか。</p>	<p>組織再編後は、センター長もしくはセンター職員に講習を受けていただくこととなりますが、手続き等の取りまとめは地域自治担当課で対応します。</p>
11	<p>【方針P5】 住民票等の発行業務は、組織再編になれば廃止となることは決定なのか。</p>	<p>直営の3年間は継続しますが、指定管理に移行した場合は廃止となります。それに代わる方法として、即日交付はできませんが、センターでの申請・取次ぎができる方法、職員による宅配サービスの方法のほか、郵便局への委託も含めて検討を進めます。</p>

12	<p>【方針P5】 指定管理後の証明書等発行の新たなサービスとしてコンビニ交付とあるが、コンビニが無い地域の交通弱者に対して、どのように考えているのか。郵便局で発行できるようお願いしたい。</p>	<p>デマンド型交通を週2日運行していますので、その利用をお願いしたいと考えています。 また、郵便局への委託に関しては、どの程度の費用を要するのかなどを今後、調査した上で、検討してまいります。</p>
13	<p>【方針P5】 開館時間以外の時間帯の施設利用の方法として、開錠や施錠は利用する団体の長が責任を持って行っていいのか。職員がいないと鍵の貸し借りの便利が悪くなるのではないか。</p>	<p>平日の夜間、土日祝日など、開館時間以外の時間帯は、施設の鍵は施錠した状態になりますので、これまでどおり利用者の責任によって開錠・施錠していただくこととなります。ただ、スマートロック等の導入となった場合でも利用責任は変わりませんが、鍵はデジタル化となりますので、不便さは解消できるものと考えています。</p>
14	<p>【方針P5】 施設の開館時間は柔軟な設定が可能とのことだが、土日を開館し、プラスされる0.5人で対応することは可能なのか。</p>	<p>例えば、土日の利用が多いようであれば、開館することは問題ありませんが、現状として利用が少なければ、実情に合わないこととなりますので、平日の開館を基本的な考え方として整理させていただきたいと考えています。</p>
15	<p>【方針P5】 開館時間は午前8時30分から午後5時15分までが通常と理解していたが、半日ということも可能なのか。</p>	<p>施設の利用状況や窓口での対応が少ないということであれば、自治会の判断により、開館時間を半日とすることは可能ですが、その場合の職員の人数については、改めて自治会の皆様と協議させていただきまます。</p>
16	<p>【方針P5】 貸館業務の中で営利等が可能とあるが、具体的に説明いただきたい。また、専ら営利を目的とする利用の制限とあるが、判断基準を示していただきたい。</p>	<p>営利等とは、有料講演会をはじめ、書道教室や特産品販売など、利益を得る団体への貸出が可能であることです。 「専ら営利を」に関しては、判断し難いとの問合せもありますので、センターで判断ができるよう統一的な判断基準を自治会ハンドブック等の中でお示ししたいと考えています。</p>

項目3 協働による取組と組織体制

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P6】 本来は、公平中立であるべき社会教育の計画や運営主体を、監督行政から地域に任せて担保できるのか。自治会の運営の在り方によっては、政治的公正・中立性等が大きく損なわれる懸念はなかったのか。それに対して今後どのように配慮し、対策を講じていくのか。</p>	<p>国においても「一人一人がより豊かな人生を送ることができる持続可能な社会づくりを進めるためには、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要である」と示されており、今回の組織再編によって、地区の実情やニーズに応じた取組が、住民主体となっていくことが可能になるものと考えています。</p> <p>なお、社会教育が衰退することのないよう、そして、公平・中立な活動が行えるよう、市として一定基準を設けるとともに、学級・講座の開設や運営等に関する相談対応や講師紹介など、自治会の皆様と共に生涯学習を推進していきます。</p>
2	<p>【方針P6】 協働とは、相互の自主性、そして主体性を尊重し、対等な立場で連携し協力するということだが、地域の要望などを聞き入れていただくことはあるのか。</p>	<p>行政区や自治会からの要望は、地区要望として提出していただき、担当課から回答させていただいているように、引き続き、協働の取組を進めています。</p>
3	<p>【方針P6】 組織再編により、役員数は削減できたとしても、市からの依頼業務や地域行事を削減しない限り、役員の負担が増える一方であり、役員を避けようと、自治会加入自体を拒む方が増えるなど、一層自治会が疲弊し、活動の衰退が予想されるが、市はある程度予測した上での判断なのか。今後、そのような問題が生じた場合の手立ては考えているのか。</p>	<p>市の依頼業務は、廃止するもの、継続するもの、今後廃止を検討するものなどに振り分けるなど整理をしており、センター職員や自治会の役員の皆様の負担とならないよう進めています。</p> <p>また、地域行事については、今回の組織再編を機に取捨選択するなど地域にとって無理のない体制の検討をお願いします。</p> <p>なお、自治会が疲弊し、活動が衰退しないよう市として自治会の皆様と一緒に考え、共に問題を解決していきます。</p>
4	<p>【方針P7】 組織が一元化することで、公民館事業に加え、交付金の管理など自治会長の負担が増え、なり手が確保できなくなるため、自治会機能を精査していただきたい。</p>	<p>組織体制を検討される中で、自治会で必要な部会の設置をはじめ、既存事業の見直しなど、地域にとって無理のない体制となるようお願いいたします。</p> <p>また、これまでの公民館事業が地域の学び事業として加わることで、会長の負担が増えることから、各部長との役割分担、権限付与が必要であると考えており、併せて手当相当額を増額しています。</p>

項目4 地域振興一括交付金

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P8】 令和2年度に実施された33自治会役員への聞き取りの調査結果、交付金算定基礎の考え方は、全体の75%に当たる25自治会が「現行のままでよい」あるいは「特に意見なし」であったが、どのような理由で今回の大幅な見直し案を作成されたのか。</p>	<p>調査の内容は、自治会活動補助金のうち均等割に関する考えをお聞きした結果ですが、人口減少や高齢化が進む中で、住民1人当たりの補助金額の差が拡大していることも大きな課題となっています。今回の再編においては、持続可能な組織運営を目指し、小規模自治会の統合による交付金の特例措置を創設したことから、均等割を低減したものとなっており、規模の小さい自治会には厳しい見直しとなっています。さらに自治会活動の対象が区入り世帯を中心としているという実態を踏まえ、区入り世帯割を追加することで、活動実態に応じて持続可能な自治会活動を行っていただけるよう検討した結果です。</p>
2	<p>【方針P8】 常に大きい自治会に交付金が多く交付されることはやむを得ないが、小さい自治会は、小さいなりに努力をしており、平等の中で地域振興を図る活動ができる基本的な算定による交付をお願いしたい。 また、自立した地域づくりは大切だと考えており、昔からの伝統行事や地域行事を今後も継続していきたいので、そのような活動が継続できるよう交付金の確保をお願いしたい。</p>	<p>解決すべき地域の課題は、自治会の規模の大小には関係ないと認識しておりますので、人口の少ない自治会においても引き続き、活発な活動ができる支援を行ってまいります。</p>
3	<p>【方針P8・P9】 地域活動の維持として、人口減少による人手と活動費に対する対策はあるのか。</p>	<p>自治会における活動の支援として、引き続き、地域振興一括交付金を交付しますし、新たな事業の取組や既存事業の見直しなどには、新たな補助制度が活用できますので、ご検討をお願いします。</p>
4	<p>【方針P8】 役員のみならず手不足は、会長等手当相当額が少額であることが原因の一つであり、最低でも3倍以上必要と考えるが、それぞれの役員の詳細な設定金額をお示し願いたい。</p>	<p>地域によって業務量や役員数が異なりますので、少額ということであれば、自治会の総額予算の中で、負担相当の手当額を決定していただきたいと思います。</p>

5	<p>【方針P8】 区入り促進活動費加算 200 円（最大 300 円）は、世帯数なのか、区入りしていない世帯のことなのか。200 円では活動の案内程度しか使えないので、自治会の予算として、盆踊りとかで一括して使えないものか。</p>	<p>区入り促進活動費加算は、区入りしていない世帯が対象となります。 区入り促進の方法としては、郵送や直接訪問、どちらの方法でも構いません。 単価は、チラシ印刷や郵送代等で計算したもので、盆踊りなどでの活用ということは厳しいかもしれませんが、できるだけ地域でやりやすい方法にさせていただきます。</p>
6	<p>【方針P8】 区入りする世帯が年々減少しているので、市としても区入りの促進を強力に進めてもらいたい。また、住民の意識が重要であるが、意識を高める具体策を考えているのか。</p>	<p>現在、転入・転居された方には窓口で区入りのチラシを配布していますが、区入りの意識を高めるようなチラシになっていないようでありますので、見直しを行っていきます。 また、区入りする際の会費が必要という理由で区入りしないという問題がありましたので、新たに区入りした世帯数に応じて、自治会に交付金を加算して交付することで、加入会費を取り止めた行政区もあり、区入りしやすい環境に繋がっています。 なお、マンションやアパートの区入り問題もありますので、管理会社との話し合いなど、有効な方法などを協議した上で、自治会の皆様と共に区入りの促進に努めていきます。</p>
7	<p>【方針P8】 地域の学び事業の基礎交付額 25 万円では、今、地域で実施している公民館活動ができない。</p>	<p>学級等の開催は、年間 15 回以上、30 時間以上で、その経費として積算した結果、基礎交付額 25 万円となっていますが、基準以上に実施していただく場合には、上限 40 万円までの実費精算で翌年度に加算交付させていただきます。</p>
8	<p>【方針P8】 地域の学び事業の基礎交付額 25 万円は、実費精算であれば、減額という文字は必要ないのではないかと。</p>	<p>「翌年度 25 万円から減額」という表現については、「翌年度精算」に修正します。</p>

9	<p>【方針P8】 学級開設に伴う一括交付金の対象となる経費区分など分かりやすい基準を示していただきたい。また、教育委員会所管外の健康寿命延伸に資する事業の実施が加えられているが、新たな予算措置での事業として追加される予定なのか。</p>	<p>地域の学び事業に係る経費は、公民館が実施している学級講座や社会体育、青少年健全育成事業等に要するものであり、市内外の講師を招く報償費、研修等に伴うバス借上げ料、印刷製本費等を想定しています。</p> <p>また、健康寿命延伸に資する事業は、公民館が学級講座等で積極的に実施している健康講座や食育講座、体操教室等について、組織再編後も引き続き取り入れていただくようお願いするもので、新たな予算措置を行うものではありません。今後、取組の一定基準を設けてお示しすることとしています。</p>
10	<p>【方針P8】 道路環境整備交付金が含まれるが、高齢化が進む中で、果たして地区で草刈りを続けていけるのか、交付金の増額も含めて考えていただきたい。</p>	<p>高齢化が著しく進む地域では、草刈りが難しくなるというご意見を多く伺っていますが、市道の草刈りなど日常管理については、引き続き、自治会にお願いしたいと考えています。</p> <p>ただ、市が依頼しています全ての路線ではなく、地区住民の皆様の通行に支障がなければ、一部の路線だけで構いません。引き続き、ご協力をお願いします。</p>
11	<p>【方針P9】 新たな補助制度の申請手続きや審査等については、できる限り簡素化するなど、利用しやすい制度として運用していただくよう要望する。</p>	<p>新たな補助制度の活用にあたっては、自治会が活用しやすいよう、内部審査とすることに併せて、申請書類の簡素化等により、自治会の皆様の負担軽減に努めます。</p>
12	<p>【方針P9】 公用車の購入で、新たな補助制度の活用ができるとのことだが、どのくらいの補助があるのか。</p>	<p>現在のところ、自治会活動の備品整備に係る補助として上限 20 万円程度で考えていますが、補助残については、例えば、交付金を積立し、購入していただくことは可能です。</p>

項目5 職員体制の強化・支援

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P10・P11】 地域の学び事業を自治会にお願いするのに、基本の職員数に差があるのは如何なものか。再編と同時に他の自治会と同じ基本の人数とすべきである。</p>	<p>職員の配置人数については、これまでの自治会事業と併せて、地域の学び事業を自治会で一体的に取り組んでいただくこととなりますので、一定以上の施設利用と基準以上の地域の学び事業の実施が見込まれる場合において、通常開館（8:30～17:15）とする時は、基本的な職員数2.5人（指定管理後3.0人）とすることを可能とする方向とします。改めて関係自治会に確認させていただいた上で、人数を決定します。</p>
2	<p>【方針P10・P11】 センター長という役職は不要ではないか。必ず設置しないといけないのか。例えば、自治会長になるのか、これまでの公民館長（分館長）になるのか。</p>	<p>直営の間のセンター長は、施設の管理責任者として設置しますが、指定管理移行後は、設置するか否かを指定管理者となる自治会で判断いただくことは可能です。例えば、自治会長が兼ねるほか、学級講座などの地域の学び事業をこの施設を中心に実施するのであれば、生涯学習部会長が兼ねていただくことも可能です。</p>
3	<p>【方針P10・P11】 基準の職員数に満たない場合、残りの人件費は地区に助成されるのか。また、指定管理を移行3年目まで（前倒し）で受けた場合、補助金アップはあるのか。それを職員に対するインセンティブの原資としたい。</p>	<p>指定管理の前倒しによる職員に対するインセンティブは自治会の総額予算の中からご対応いただくこととなります。直営及び指定管理にかかわらず、職員数を基準以下とされる場合、人件費相当額は配置人数に応じた積算となりますが、活動費に充当できる経費として、フルタイム1人の削減があった場合は、50万円（パートタイムの削減の場合は25万円）を交付金に加算して交付します。</p>
4	<p>【方針P10・P11】 会計年度任用職員の人事規程や採用規定は市がマニュアルを作成し提示してもらえるのか。</p>	<p>会計年度任用職員の場合は、市の規定により年度ごとに評価を行った上で、再度の雇用として手続きを行います。また、指定管理に移行した後の地域任用職員に係る規定については、市において就業規則等の雛形を作成し、提供させていただきます。</p>

5	<p>【方針P10・P11】 組織再編後、自治会業務が増大するため、2.5人を3人体制にしていただきたい。</p>	<p>地域の学び事業として自治会に移行することで自治会としての業務量は増えますが、自治会業務と公民館業務全体としては、これまでと同様の業務量です。場合によっては、組織のスリム化で会議等の案内や資料作成などの業務量が削減されるものと考えています。 今回の再編を機に、事業の取捨選択など事業全体の見直しにより、地域にとって無理のない体制づくりをお願いします。</p>
6	<p>【方針P10・P11】 センター職員が不在となる場合、現在は経験職員が派遣されているが、移行後はどうなるのか。</p>	<p>移行前と同様に、必要に応じて、市から職員を派遣し対応します。</p>
7	<p>【方針P10・P11】 コミュニティセンターに移行した場合、現在の会計年度任用職員とどのような違いが出るのか、将来的な継続の保障があるのか。</p>	<p>直営の間は、市の会計年度任用職員としての身分ですので、給与や福利厚生などは、現在の会計年度任用職員と同じですが、指定管理に移行した場合は、自治会の考えで就業規則のほか、雇用条件等を決めていただくこととなります。なお、市の運用を準用していただければ、特に変わることはありません。</p>
8	<p>【方針P10・P11】 自治会長がセンター長を兼ねる場合、市の会計年度任用職員となるため、市に対して発言できなくなるのではないかと。</p>	<p>センター長は、基本的には公の施設を管理する責任者であり、公平・公正な許可行為をお願いすることになりますが、地域に関する要望などは地域の代表である自治会長としての立場となりますので発言できなくなることはありません。</p>
9	<p>【方針P10・P11】 地域の代表は自治会長であるが、センター長を置くことで、地域の代表者が2名と誤解を招くので、組織を再編するのであれば、自治会を強く生かすべきである。</p>	<p>直営の間は、センター長を置くこととなりますが、指定管理になれば、自治会の判断で置かないということは問題ありませんので、再編方針の中の指定管理におけるセンター長は「施設管理責任者」に修正します。</p>

10	<p>【方針P10・P11】 組織再編後の各部会事業の企画・運営は部会主導で行うと解釈していたが、センター職員が担うのであれば、今と変わらず、職員の負担が大きくなるが、部会員と職員の双方で行うことができる方法を考えていただきたい。</p>	<p>本来のあるべき姿として、企画・運営は部会員が担い、会議案内や資料作成、会計などの事務的な仕事をセンター職員が担うことを想定していますので、再編方針の中の会計年度任用職員の業務のうち、括弧書きの企画・運営等を「庶務等全般」に修正します。</p>
11	<p>【方針P10・P11】 組織再編は仕方ないが、組織再編後も、これまでと同様に、住民サービスの相談ができるのか、住民から相談があった場合にどう対処すればいいのか、支所対応となるのかなど不安である。受け皿のようなものを構えていただきたい。</p>	<p>地域自治担当課を設置し、ワンストップで対応できる相談窓口、また、職員による巡回、相談等ができる体制を整えます。また、支所でも相談できる体制を整えるなど、支所との連携を図ります。なお、市と自治会との協働による取組として、行政に繋ぐ窓口を自治会にお願いすることとしていますので、センター職員を通じて、ご相談等いただければと考えています。</p>
12	<p>【方針P12】 令和6年4月1日からの会計年度任用職員は市が責任を持って配置するのか。もし、職員の定数に満たない場合は市が責任をもって確保するのか。また、センター長やセンター職員の年齢制限はあるのか。</p>	<p>センター職員は市で募集を行います。定数に足りない状況が生じる場合、他の地区からの応募者を受け入れていただくことが可能であれば、その方を配置するなど、職員の確保に努めますので、事前に自治会の皆様と相談をさせていただきます。また、センター長や分館長は、公募という方法ではなく、地域からの推薦という形とします。なお、募集に当たって、センター長やセンター職員の年齢制限はありません。</p>
13	<p>【方針P12】 会計年度任用職員の基本給が約15万円程度では応募する人がいないので、20万円程度まで上げていただきたい。センター職員3人の中で誰か1人を責任者としなければ、業務がやりにくいのではないかと。また、その職員の給料を上げる形でお願いしたい。</p>	<p>会計年度任用職員の基本給は、事務職として初めて雇用される方は、この給料額となりますが、再度の任用となれば、経験加算により、年々上がっていきますし、現在の会計年度任用職員が継続雇用となる場合は、現在の給料額を保障したいと考えています。また、例えば、センター職員がセンター長を兼ねる場合は、役職加算ができる仕組みとして、センター長の職種での基礎号給とします。</p>

14	<p>【方針P12】 センター長の選定方法と報酬の支払いはどうなるのか。</p>	<p>センター長は、現在の公民館長のように、地域からの推薦とする方法で進めています。報酬については、施設の統括管理責任者としての業務や自治会への支援などの業務でセンターに勤務された時間に応じてお支払いすることになります。</p>
15	<p>【方針P12】 センター長は非常勤であるが、責任のある身分にしては報酬が低いのではないか。</p>	<p>センター長は公民館長のように生涯学習を推進する立場ではなくなり、センターの運営に係る事務を統括管理する責任者となりますので、業務内容に相当する報酬になるものと考えています。</p>
16	<p>【方針P12】 指定管理になった場合、職員の給料を自治会の財源の中で増やすなど、ある程度自由に対応できるのか。</p>	<p>指定管理に移行すれば、自治会で支給額を決定していただくことは可能ですが、地域に説明ができる常識の範囲内での額となるよう検討をお願いします。 なお、自治会で増額された場合でも、交付金として交付する人件費に増額はなく、市の規則に基づく額となります。</p>

項目6 自治会に対する支援

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P14】 会計年度任用職員が不正を行った場合の責任は市にあるのか、自治会にあるのか。自治会の数千万円の財産で問題が起きた場合、手当36万円程度の会長が責任を負うことになれば、なり手がなくなる。何か決め手となるようなことを考えていただきたい。</p>	<p>直営の間の責任は市にありますが、指定管理に移行した後は自治会の責任となります。地域自治担当課における定期的な訪問や実地検査の実施のほか、会計システムでの定期的な検査も行っていますが、自治会におかれても日常の指導をお願いしたいと考えています。また、コンプライアンス研修なども実施するなど、不正を未然に防止する体制を強化していきます。</p>
2	<p>【方針P14】 自治会に監事を置き、会計処理の監査を行うのが一般的だが、これが今後どうなるのか。実地検査の実施などと記載があるので、自治会で監事を選出するのかしないのかが分からない。</p>	<p>地域で自治会の金銭を取扱う不安の声を伺っていますので、基本は地元での監査体制を整えていただいた上で、市としても実地検査を実施するなど不正等を未然に防止するための体制を提案させていただいたものです。</p>
3	<p>【方針P14】 指定管理に移行すれば、職員の給与等は自治会で支給することになるが、計算や支給などの心配がある。自治会に対する支援をどのように考えているのか。</p>	<p>給与計算等の様式を作成し、直営の間に自治会に提供させていただきます。指定管理後も必要に応じて、市も一緒に給与計算の確認作業をさせていただきます。</p>
4	<p>【方針P14】 公用車をセンターに配置する考えはないのか。</p>	<p>公用車を配置する予定はありませんが、引き続き、市の公用車を使用できるよう調整しています。また、職員が業務のため、私用車を使用する場合は、市内旅費を支給します。なお、自治会で車両を購入又はリースしていただくことは可能です。購入の場合、新たな補助制度の活用ができますし、リースの場合は、交付金を充当していただくことは可能です。</p>
5	<p>【方針P14】 スマートロックを導入した場合に、施設利用者の電気の消し忘れや窓の閉め忘れなどがあった場合、責任はセンター長にあるのか。</p>	<p>現在、実証実験を行っていますので、その中で、防犯面も含めて導入できるものかを検討していきます。</p>

6	<p>【方針P14】 デジタル化の検討は、具体的にどのようにされるのか。どのような仕組みなのか。安全面や使いやすさの面は大丈夫なのか。</p>	<p>センターや体育館等の施設の利用に当たって、今お持ちのスマートフォンやパソコンから予約申請し、許可された場合は、申請アドレスに暗証番号の通知がありますので、施設の入口に暗証番号を入力すれば、開錠できる仕組みです。申請や鍵の受取・返却のためにセンターに出向く必要がなくなるものとなります。</p> <p>なお、暗証番号は使用する日で、かつ使用する時間のみ有効なものですが、使用中における運用方法は、実証実験の結果も踏まえて、自治会の皆様と協議させていただきます。</p>
7	<p>【方針P15】 行政連絡会議を午後6時30分頃から開催しているが、組織再編後は、どの職員がその業務に携わるのか。市からの資料について質問があった場合に説明できる者がいるのか。また時間外の手当は支給されるのか。</p>	<p>行政連絡会議（区長会）は、自治会の事務局を担うセンター職員が対応することになり、その時間に応じた時間外手当は支給させていただきます。</p> <p>また、現在の公民館主事会のような定例職員会を開催し、依頼又は配付をお願いする資料の説明をさせていただきます。</p>
8	<p>【方針P15】 センター職員は、今後、地域づくりの核となるので、研修を実施し、地域づくりに対しての意識付けをお願いしたい。</p>	<p>地域づくりの推進を担っていただく方の育成のため定期的に研修を取り入れるとともに、全国の取組事例などの情報を随時提供していきます。</p>
9	<p>【方針P15】 市政懇談会を4年に1回とするとのことだが、地域を取り巻く環境は刻々と変化しており、地域の意見を聞くために、最低でも2年に1回は開催していただきたい。</p>	<p>積極的又は受動的な自治会がある中での方向性ですが、積極的な自治会における対応として、「基本を2年に1回とするが、自治会の意向により、それ以下での開催とすることができる。」に修正します。</p>
10	<p>【方針P15】 市政懇談会で、自治会提案型による意見交換とあるが、地域の温度差があるため、意見が出にくい自治会へのサポート等は考えているのか。</p>	<p>テーマを検討していただく際には、必要に応じて、市も一緒になって検討するなど、サポート等を行っていきます。</p>

項目7 避難所の運営

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P16】</p> <p>避難所運営に従事した自治会関係者の手当支給は翌年度の交付金で交付することだが、職員と同様に、従事者に直接、交付されるべきではないか。その従事の範囲は、全体運営に関わる地域災害対策本部の従事者も含まれると理解してよいか。</p>	<p>翌年度の交付金での交付では、手当支給が遅延してしまうことや、市及び自治会の年度内における会計事務処理等の関係から直接従事者に支給します。</p> <p>また、手当の支給は、市指定の避難所での運営に従事された方を対象とします。</p>
2	<p>【方針P16】</p> <p>各避難所の開設は、市から開設の指示を受けることが前提となるが、大災害時における地区指定避難所（各集会所）への従事者も手当の対象としていただくよう要望する。</p>	<p>集会所等を避難所として開設する準備をいただいている地区が数多くありますが、手当は市指定避難所への従事者に支給することをご理解をお願いします。</p> <p>ただ、市指定避難所では収容できない等特別な事情があるため、地区指定避難所で従事しなければならない場合においては手当の支給を検討させていただきます。</p>
3	<p>【方針P16】</p> <p>避難所運営の手当支給は、昼も夜も同じ金額だが、夜間の場合は、プラスアルファ的な考えをお願いしたい。</p>	<p>夜間従事者の手当増額については、今年度末までには具体的な金額がお示しできるよう検討します。</p>
4	<p>【方針P16】</p> <p>災害等緊急の場合は、公民館や体育館等は避難所となるが、その場合、地元で鍵を開錠する必要があるが、スマートロックを導入した場合、それは可能なのか。</p>	<p>緊急事態の開閉は、自治会に固定の暗証番号を付与することや管理者が合鍵を管理されるなどで対応が可能と考えますので、具体的な方法を引き続き検討します。</p>
5	<p>【方針P17】</p> <p>洪水時に市が指定する避難所に行くことができないので、近くの寺院等に避難することになる。洪水時は「●●●に避難」という看板を設置していただきたい。</p>	<p>市内には、様々な状況により、集会所等を避難所として開設する準備をいただいている箇所が数多くあり、また、現在のところ用途ごとに表示した看板は設置しておりません。今後の検討課題とさせていただきます。</p>
6	<p>【方針P17】</p> <p>津波の避難所としては不適切な施設もあるが、災害別の避難所が分かる記述をすべきではないか。</p>	<p>適切な避難誘導の観点から、種別は設定されるべきであると考えますが、災害の規模によって、避難所として使用出来たり、出来なかつたりもすることから、一概に明記することはかなり難しい課題であります。今後、検討を進め、今年度末までには結果を報告します。</p>

項目8 社会体育施設等の管理

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P18】</p> <p>指定管理に移行した場合、漁港施設のグラウンドの管理料を指定管理料もしくは一括交付金に含めていただきたい。</p>	<p>市内の「ふれあい広場」の管理を自治会等に委託していますので、それに合わせた形での統一的な算定による対応を行っていきます。</p> <p>また、これまで委託料として支出していたものを地域振興一括交付金に統合して交付することとします。</p>

項目9 各種地区組織機能の自治会移行検討

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P18】</p> <p>地区人権教育協議会や地区青少年健全育成協議会は、市として存続を要請せず、地域の判断で解散しても差し支えないのか。解散であれば、自治会事業として必要と判断した事業は、来年度の自治会事業計画検討の中で協議したいが差し支えないか。</p>	<p>市としては、引き続き、地区における人権教育の推進をお願いしたいと考えています。その推進体制として、それぞれの機能を自治会に移行することで協議を進めていきましたが、それぞれの教育が衰退する恐れがあるなどのご意見を踏まえ、自治会に機能を移行するか、現状の体制のままとするかは、地域の判断とする方向となったもので、地域の判断において、地区組織を解散することは問題ありません。</p> <p>なお、必要な事業を自治会の事業計画に反映していただくことは問題ありませんが、引き続き、取り組んでいただきたい事業は、今後、一定基準を設け、お示ししていきます。</p>
2	<p>【方針P18】</p> <p>人権に関する取組発表があるが、引き続き、自治会に依頼があるのか。職員がいないので、地域では対応できないことを考えていただきたい。</p>	<p>人権啓発は継続して行っていく必要があり、研修への参加や発表の要請は、これまでと同様にお願いしていく予定ですが、組織再編後の状況によって支障を来たす場合は、なるべく負担を減らす方法を検討していきます。</p> <p>なお、市等の研修への参加を学級として位置付けていただくことは可能と考えていますが、今後、一定基準を設け、お示ししていきます。</p>

<その他>

No.	意見・要望等の概要	対応（回答）
1	<p>【方針P19】 今後、自治会が統合に向けて考える目安とするために、人口や世帯数、高齢化率を踏まえた一定基準を示していただきたい。また、統合においては、漠然とした統合とならないよう運営体制や予算配分等の考え方も併せて行政で考えていただきたい。</p>	<p>自治会としては、役員の担い手やなり手が確保できるほか、活動が継続できること、新たな活動に取り組めることなど、そのような状況であることが適正規模ではないかと考えます。今後、更に人口減少や高齢化が進む中で、自治会の皆様が統合に向けて検討される際の目安となる基準をお示しする方向で検討を進めていきます。</p>
2	<p>人口の少ない地域の意向もきちんと汲んでいただきたい。質問事項を随時受付していただき、理解が深まるような対応をお願いしたい。</p>	<p>今後、再編し活動していただきながら、改善すべきことは改善していきます。</p>
3	<p>高齢化が進む中で、行政区の統廃合を知らない方が多い。広報などで周知をお願いしたい。</p>	<p>令和3年4月に「行政区の区域の再編に係る取扱基準」を策定し、公民館職員に区長会等を通じて区長の皆様にお知らせいただくようお願いしていますので、ご協力をお願いします。 また、市としても広報おおず等を活用し、住民の皆様にお知らせします。 （広報おおず 11月号に掲載予定）</p>